

交通安全推進活動補助金の交付手順

手順	誰が	内容	
ステップ1	①	申請者	・ 事業を計画する。(会合の開催、見積もり依頼等)
	②		・ 交付申請を行う。(書類の提出)
	③	市	・ 事業や書類の内容を審査する。
	④		・ 交付決定を行う。
ステップ2	⑤	申請者	・ 交付決定通知書を受け取る。
	⑥		・ 事業を開始する。(工事開始や備品購入等)
	⑦		・ 事業が完了する。
	⑧	市	・ 実績報告を行う。(書類の提出)
	⑨		・ 事業の完了検査を行う。
	⑩		・ 補助金の交付額を決定する。
	⑪		・ 確定通知書を発送する。
ステップ3	⑫	申請者	・ 交付請求を行う。
	⑬	市	・ 請求を受け、補助金を交付する。(原則、請求後30日以内)

(ステップ1) 補助金の申請

行為者	提出書類	確認欄
申請者	補助金等交付申請書	
	交通安全推進活動計画書	
	事業実施箇所の地図・写真	
	見積書・カタログの写し ※価格を確認できるもの	
	役員名簿 (自治会)	
	構成員名簿 (自治会以外の団体)	
	規約 (自治会以外の団体)	



長浜市	交付決定通知を送付する。
-----	--------------

(ステップ1) 注意事項

- ① **交付決定通知が届く前に事業を開始したものは補助対象外です。**
- ②

②	┌	1団体につき、1年に1回(通算3回まで)
		補助金額1/2で上限40,000円までの交付となります。 補助金額に関わらず、1回とカウントします。 飲食費は除く。
- ③ **交付申請額 = 経費所要額(※1,000円未満 端数切捨て) × 2分の1**
(例)経費所要額が12,340円の場合、まず340円を切り捨てし、
12,000円の1/2の額である6,000円が交付申請額となります。
- ④ のぼり旗や看板を設置する場合は、設置箇所を地図に記してください。

(ステップ2) 事業開始～実績報告～補助金額の確定

申請者	交付決定後に事業を開始する。
-----	----------------

※交付決定金額と実際の補助金額が異なる可能性がある場合、市に届け出が必要になりますので、ご注意ください。



行為者	提出書類	確認欄
申請者	補助事業等実績報告書	
	交通安全推進活動内訳書	
	事業実施時の写真（コピー可）	
	領収書・請求書の写し	



長浜市	補助金等確定通知書を送付する。
-----	-----------------

(ステップ2) 注意事項

○交付決定の通知は、通知書の送付によって行っております。

※お急ぎの場合、電話で決定通知を連絡することもできます。

○のぼり旗や看板等の設置の場合、設置前後の写真をご準備ください。

○振込手数料は、対象経費に含まれません。

○交通安全教室等の実施の場合、開催時の写真をご準備ください

(ステップ3) 補助金の交付請求

申請者

補助金等確定通知の到着後、交付請求を行う。



実施者	提出書類	確認欄
申請者	補助金等交付請求書	
	口座振込払申出書	
	振込口座の通帳コピー ※名義や口座番号がわかるページ	



長浜市

請求後、原則30日以内に振り込みを行います。